

調布市社会福祉協議会 移動支援従業者養成研修事業
知的障害者移動支援従業者養成研修課程（通学）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

社会福祉法人調布市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）

調布市小島町2丁目47番地1

（目的）

第2条 障害者（児）等の多様化する需要に適切に対応した必要な知識、技能を有するガイドヘルパーの養成を図ることを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

知的障害者移動支援従業者養成研修課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

調布市福祉人材育成センター知的障がい者（児）移動支援従業者養成研修課程（通学）

（年度事業計画）

第5条 平成29年度の研修事業は次の計画のとおりする。

回数	実施期間	募集定員
第1回	平成29年10月7日～10月21日	20名
第2回	平成30年2月17日～3月24日	20名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は次の者とする。

- ①調布市在住、在勤、在学で通学可能な者。
- ②ガイドヘルパーとして実働できる者。
- ③全日程に参加でき、当該事業に定められる学則に同意する者。

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。

- ①受講料（テキスト代込）1,000円を一括納入（税込。申し込み日に納入）。
- ②研修開始後の受講料、テキスト代の返還はいかなる場合においても行なわない。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

知的障害者本人中心のガイドヘルパーマニュアル
コミュニティサポート研究所

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「講師一覧」のとおりとする。

(実習施設)

第12条 実習は別紙「実習施設一覧」の施設において実施する。

(募集手続き)

第13条 募集手続きは次のとおりとする。

- ①受講希望者は指定の申込み用紙に必要事項を記入の上、期日までに提出する。
- ②受講希望者は研修参加費用を申し込みの際に納入する。
- ③受講者の決定を行い、受講決定通知書をもって受講者宛てに通知する。
- ④開講日に教材を配布する。

(科目の免除)

第14条 科目の免除は認められない。

(修了の認定)

第15条 修了の認定は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修し、修了認定会議で修了を認められた者とする。

(研修欠席者の扱い)

第16条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。
また、やむを得ず欠席する場合は必ず「欠席届」を提出する。

(補講について)

第17条 理由の如何にかかわらず、補講は行わない。

(受講の取り消し)

第18条 次の各号の一に該当するものは、受講を取り消すことができる。

- ①学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- ②研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書等の交付)

第19条 第15条により修了を認定された者は、当協議会が東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱8に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第20条 修了者の管理は次のとおりとする。

- ①修了者を修了台帳に記載し、永久保存するとともに、東京都で指定した様式に基づき知事に報告する。
- ②修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(研修事業執行担当部署)

第21条 本研修事業は当協議会こころの健康支援課福祉人材育成係にて執行する。

(その他留意事項)

第22条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- ①研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：こころの健康支援課苦情対応窓口 電話 042-452-8180

- ②事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- ③受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。
- ④開講初日、運転免許証等により本人確認を行う。

(施行細則)

第23条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当協議会がこれを定める。

(附則)

この学則は平成29年12月1日から施行する。